

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・住民票のある市区町村から申請書入手する。
※入手方法は「よくあるご質問」をご確認ください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。

申請期間: 2019年10月1日から翌年2月末まで

- ※子育て世帯分については申請は不要です。
※町が事前に把握している対象予定者へは申請書を郵送します。
届かない場合は、自己申告してください。

2 商品券の購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。
(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間: 2019年10月1日から2020年2月28日
- ・販売場所: 与那国町役場企画財政課内にて販売
- ・使用期限: 2020年3月31日まで(購入後の払戻しは不可)

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間: 2019年10月1日から2020年3月31日までの間で市区町村の定める期間

- ※商品券は、代理の方でも使用できます。
- ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
- ・商品券利用可能店舗(予定の為、変更あり)
崎原商店, ふく, 前原商店, ふくやまスーパー,
アマラン, 大朝商店, 鹿川商店, 比川共同売店

与那国町お問い合わせ先

与那国町役場企画財政課企画班
受付時間 9時から17時(平日のみ)

TEL 0980-87-3577

FAX 0980-87-2079



「プレミアム付商品券」
を装う

“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

市区町村や内閣府などをかかった不審な目録や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(☎110))にご連絡ください。

確にん? プレミアム付商品券

消費税率の上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



カクニヤン

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



内閣府

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に
扶養されている方
(生計を一にする配偶者、
扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



おひとりにつき、最大**2.5万円分**
の商品券を**2万円**で購入できます。

② 子育て世帯分

2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまが
いる世帯の世帯主



お子さまおひとりにつき、最大**2.5万円分**
の商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。



例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、
2人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$ の商品券を、
4万円で購入できます。

合計**1万円**も
お得!!



非課税

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、
4人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**4人分**
●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 6人 = 15万円分$ の商品券を、
12万円で購入できます。

合計**3万円**も
お得!!



課税

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、**課税者**である
世帯主が家族(**非課税者**)を
扶養している場合

●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$ の商品券を、
4万円で購入できます。

合計**1万円**も
お得!!



※非課税者分は該当せず

よくあるご質問

○対象について

Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

A. 住民税は、給与等からの引き落とし又は市区町村から送付される納付書で納付します。したがって、
給与等の明細書や、市区町村から送付される納税通知書や非課税のお知らせの有無などで確認することができます。
なお、原則として2019年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、
納税通知書の送付は6月初め頃までに行われます。

○申請について

Q. 申請書はどこで手に入るのでしょうか？

A. 申請書は、多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送していますが、申請受付が始まっても
申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
なお、子育て世帯分の商品券については申請は不要です。

